

自転車安全利用促進事業委託業務 企画提案募集要領

1 事業目的

愛知県の交通事故死傷者数の自転車に係る割合は増加傾向にあることから、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、各種広報・啓発事業を実施することにより、自転車に係る交通事故の防止を図る。

2 業務内容

別添「自転車安全利用促進事業委託業務 仕様書」のとおり

3 委託期間

契約の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託金額限度額

19,850,000円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3第3号に該当する場合は、全額又は一部を免除する。

5 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集を開始した日から選定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 募集を開始した日から選定の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (5) 企画提案書提出期限の時点において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）の次の細分類のいずれにも登録されている者であること。

業 務（大分類）	役務の提供等	
営業種目（中分類）	映画等製作・広告・催事	
取扱内容（小分類）	広告	催事
取扱内容（細分類）	広告企画・代行	イベント企画

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 入札参加を希望する者との間に資本面・人事面で関係がない者であること。

6 応募方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案応募申込書（様式1） 1部

イ 企画提案書 10部

A4縦型、横書き、左綴じ（A3用紙を使用する場合は、Z折りにすること。）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）及び添付書類1部

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

提案内容については、以下の事項について網羅されていること。網羅されていない場合、原則として応募を受け付けない。

ア 本業務に対する取組方針、アピール点

イ 業務内容

(ア) 啓発ポスターの企画・作成・印刷・送付

- ・起用タレント等及び起用理由
- ・ポスターのデザイン案

(イ) 自転車の交通反則通告制度（青切符）に関する多言語字幕付き啓発動画作成

- ・制作意図及び工夫した点
- ・絵コンテ案
- ・音響効果、字幕

(ウ) 自転車安全利用ハイスクールツアーの実施

- ・プログラムの内容及びその理由
- ・タイムスケジュール、運営体制
- ・事例集の内容及びデザイン案

(エ) 特定小型原動機付自転車に関する広報・啓発

- ・制作意図及び工夫した点
- ・デザイン案

(オ) 交通反則通告制度（青切符）のルールブックを活用した広報・啓発

- ・発送スケジュール

(カ) ヘルメット着用促進宣言に関する広報・啓発

- ・発送スケジュール

ウ 追加提案

エ 事業実施スケジュール案

オ 経費積算内訳書

(3) 提出方法

直接持参すること。

(4) 提出先

愛知県防災安全局県民安全課交通安全グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(5) 提出期限

令和8年4月23日（木）午後4時まで（必着）

7 委託業務説明会

企画提案の応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。説明会への出席は応募の必須要件ではないが、可能な限り出席すること。

(1) 日時

令和8年4月9日（木）午前9時30分から午前10時30分まで

(2) 場所

愛知県自治センター6階 災害対策本部分室（名古屋市中区三の丸二丁目3番2号）

(3) 参加申込方法

令和8年4月8日(水)正午までに電子メールにより申し込むこと。出席者については、様式3「出席連絡票」により、「11 問合せ先」に記載されているアドレス(以下「県民安全課アドレス」という。)宛てに提出すること。その際、件名を「自転車安全利用促進事業委託業務説明会参加申込み」として送信すること。なお、出席者は1事業者あたり1名までとする。

(4) 応募に対する問い合わせ

企画提案書の作成及び業務委託内容に関する質問事項については、電子メールにより、令和8年4月17日(金)午後5時まで受け付ける。県民安全課アドレス宛てに、件名を「自転車安全利用促進事業委託業務に関する質問事項」として送信すること。

受け付けた質問は、個別に回答するほか、集約した質問事項の回答を、できる限り速やかにWebページに掲載する予定である。

8 選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案については、県が設置する選定委員会において書面審査(一次審査)を行い、点数が高い上位5件についてプレゼンテーションによる審査(最終選定)を行う二段階方式とし、最優秀企画提案を1件選定する。

ただし、企画提案が5件以下の場合は、一次選定を実施せず、全ての企画提案についてプレゼンテーションで選定を行う。

イ 選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせには応じないこととする。

(2) 二次(最終)選定(プレゼンテーション)

令和8年5月8日(金)を予定しており、詳細は別途通知する。

(3) 選定結果

選定結果については、全提案者に対して書面により通知する。

(4) 契約

選定委員会で選定された者と委託業務内容及び委託金額について協議の上、委託契約を締結する。

9 スケジュール(予定)

令和8年

3月25日(水)	募集開始(県Webページ掲載)
4月9日(木)	委託業務説明会
4月23日(木)	企画提案書提出期限
4月24日(金)	一次選定(書類)
5月8日(金)	二次(最終)選定(プレゼンテーション)
5月中旬	委託先決定
5月下旬	契約締結

10 その他留意事項

- (1) 企画提案の内容は、企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できる限り具体的で、かつ確実に実施できるものであること。
- (2) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (4) 企画提案書提出後の内容変更は、原則不可とする。

- (5) 企画提案書は返却しない。また、行政文書開示請求があった場合については、以下のとおりとする。
 - ア 採用となった企画提案書は、原則開示する。
 - イ 不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。
- (6) 事業の実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議の上、変更することがある。
- (7) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て愛知県に帰属するものとする。また、納品された版下の使用权は、愛知県に帰属する。
- (8) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。

11 問合せ先

愛知県防災安全局県民安全課交通安全グループ

電 話 052-954-6177（ダイヤルイン）

F A X 052-954-6910

電子メール kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp